

備前市立香登小学校いじめ問題対策基本方針

令和5年4月 改定

いじめに関する現状と課題

・本校は通常学級6クラス、特別支援学級2クラスの小規模校である。児童は、明るく元気で与えられた課題に対してまじめに取り組むことができる。地域からの協力体制が整い、穏やかな学校生活を送っているが、なかには自分の行動を客観的に捉えることが弱く、人との関わりが苦手な児童もいる。

・いじめ事案を積極的に認知するよう教職員で共通理解を図り取り組んできた。本年度認知件数は1件であり、いじめを未然に防止する活動を行うことを心掛け、早期発見を心掛けてきた。認知後は全教職員で情報を共有した上でいじめたとされる児童、いじめられた児童のそれぞれに適切な指導を行ってきた。また解消に向けて注意深く経過観察を行ってきた。いじめが認知された後は、全教職員で情報を共有した上でいじめたとされる児童、いじめられた児童のそれぞれに適切な指導を行うとともに、保護者と連携し、いじめの早期解決に取り組む。また解消に向けて注意深く経過観察を行ってきたい。

・全国的にはスマートフォン等を通じてのトラブル、いじめが発生している。本校でもネットゲームを通じて人間関係にもつれにつながるケースが生じた。今後未然に防ぐために教員の研修、児童への対処方法等の指導を行っていく必要があるととらえている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめ防止対策推進法の「いじめの定義」にのっとり、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめはどの学校・どの子どもにも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、積極的な認知と組織対応、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

<重点となる取組>

- ・いじめをより積極的に認知し、100%の解消を目指し組織対応でのぞむ。
- ・いじめの『解消』の定義にもとづき、必要の見守りを継続する取り組みを行う。
- ・児童の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土を培う。
- ・いじめの『解消』の定義にもとづき、必要の見守りを継続する取り組みを行う。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・いじめ問題への取り組みの重要性について共通認識を持ち、学校、家庭、地域が一体となって取り組みを進める。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめられた児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にす。いじめ問題がこじれることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・いじめが解消しても、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。
- ・青色パトロールによる、登下校の見守り活動。
- ・陽まわりの会によるあいさつ運動。
- ・保護者による交通安全指導。
- ・ボランティアによる、学力向上の取組。
- ・保護者支援のためのスタッフ派遣(SSW・SSP)

学 校 窓口【教頭】

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
 - ・学校いじめ問題対策基本方針の作成・見直し、年間計画作成
 - ・配慮を要する児童についての情報共有、対応方針、役割分担
 - ・いじめの認定
- <対策委員会の開催時期>
 - ・4月ー基本方針と年間計画の確認
 - ・5月、10月ー教育相談後のいじめ認定会議
 - ・2月ー基本方針の見直しと次年度の計画
 - ・その他必要に応じて開催
- <対策委員会開催の要件等>
 - ・教育相談で相談があった児童について、いじめ認定するかどうかを判断
 - ・児童本人からいじめの訴えがあった場合
 - ・保護者からいじめ(トラブルを含む)の相談や訴えがあった場合
 - ・いじめの認定、解消に向けた解決は、原則校内メンバーで対応
 - ・重大事態認定及び発生時には、校内メンバー・校外メンバーを含めて対応
- <構成メンバー> ※以下に加えて、当該児童の担任
 - ・校内 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 人権担当 養護教諭(SC)
 - ・校外 PTA会長をはじめとするPTA執行部 PTA学級役員 学校評議員

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・市教育委員会 福祉事務所
- 児童相談所 子育て支援課

<連携の内容>

- ・保護者支援のためのスタッフ派遣(SSW・SSP・SC)

<学校側の窓口>

- ・教頭 生徒指導主事

<連携機関名>

- ・警察(学校警察連絡室)
- ・青少年健全育成センター
- ・学校教育課
- <連携の内容>
 - ・非行防止教室
 - ・定期的な情報交換
- <学校側の窓口>
 - ・教頭 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・生徒指導の機能を重視した「分かる授業」を展開し、自己有用感を高める。
- ・道徳教育の充実により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・学校支援ボランティアを学校生活のあらゆる場面において活用し、他者と関わる機会を増やし、児童の自発的な学習活動を支援する。
- ・総合的な学習の時間、特別活動の時間に子どもたちが他者や社会、自然との直接的な関わり合いの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づかせる。
- ・児童一人一人の規範意識をいっそう高めるために、学習規律、学校生活におけるルールやきまりを見直し、その徹底を図る。
- ・縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力を身に付ける。
- ・なかよし遊びを月に各1回程度実施(学級遊びは各学期に1回)
- ・委員会活動・ランド活動を充実させることで、人との関わりや、当該学年としての自覚を促す。
- ・メディア接触について考えたり、情報モラルを学んだたりする授業を設定し、正しい使用方法を身に付けられるようにする。
- ・人権週間の中心的取り組み事項として位置付ける。(いじめについて考える週間・人権標語・人権週間)

② 早期発見

- ・児童の実態把握のために、年に2回アンケートを実施するとともに、教育相談を行い、児童の悩みを積極的に受け止める。
- ・相談室(いじめ相談窓口)を活用し、児童がいじめに関わる相談を行うことができるように体制を整える。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループ内の人間関係の把握に努める。必要に応じて、Q-Uやアセスなどの調査活用。
- ・日記指導などから子どもたちの交友関係や悩みを把握し、いじめの早期対応ができるようにする。
- ・連絡帳の活用により、担任と子ども、担任と保護者が日ごろから連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・電子データを活用し、何か起こった場合には必ずメモを残し、教職員がいつでも共有できるようにする。
- ・各種啓発資料を活用し、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるように、校内研修を充実させる。

③ いじめへの対処

- ・教職員は「これぐらい」という感覚をなくし、その時その場でいじめ行為をすぐにやめさせる。
- ・正確な実態把握を行い、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、直ちに情報を共有する。(当事者双方から話を聞き、記録する。)
- ・いじめ対策委員会を開催し、対応にあたる教職員の役割分担をする。
- ・いじめられている子どもの心を癒やすために、養護教諭と連携をとりながら指導を行う。
- ・いじめられた子どもの保護者の不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦痛に思いを寄せる指導を行うとともに、「いじめは決して許されるものではない」という人権意識をもたせる。
- ・いじめの事案解消のための具体的な対策について保護者に説明し、今後気づいたことなどがあれば報告をしてもらう。
- ・必要に応じてケース会やいじめ対策委員会を実施する。